

## ビルメンテナンス業における有害物との接触災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	5～6	既存建物の外部タイルの清掃作業中、バケツに洗浄剤を入れナイロンたわしに付けて清掃していたところ、ゴム手袋が破損しているのに気付かず作業を続けて、左手を負傷した。当日は作業を終えてそのまま帰宅したが、左手のひらと指に痛みと腫れがあった。	63～29	10～29
9	15～16	アパート室内清掃作業に従事していた。業務用液体洗剤の原液を車からバケツ（蓋無し）に少量入れて階段で建物の3階へ運んでいた時、足を滑らせ転倒、洗剤が顔及び左足にかかり火傷した。（通常持ち運びをする際は容器ごと運びますが、この時はエレベーター無しの3階であったためバケツで運んでしまった）左足、腰骨あたりからふくらはぎまで洗剤がかかった。顔にかかった洗剤を洗うことに気をとられすぎてしまい、左足を洗うことまで気が回らなかった。	66～29	10～29
9	23～24	厨房清掃で、洗剤（ビーバー厨房クリーナー）をスプレー式容器に満タンになるまで補充し、フタを閉めるために床に置いた際、置いた衝撃で液が飛び上がり、左目全体に直撃してしまう。すぐに洗浄し痛みはあったが、予定通り業務を終えて帰宅。後日、白目が損傷していると診断される。	57～49	30～49
10	12～13	11号棟付近で棟入口階段室清掃時、その場所に置かれた物を移動したところ、埃と小さな虫がかかった。その後、春休みのため作業員詰所へ戻ったところ体調不良となり、同僚が顔への発疹を確認した。急激な体調不良のため、本人と同僚で救急車を呼び緊急の手当と原因調査をすることになった。	66～299	100～299
11	7～	自社工場内にて、洗浄した自動車関連の塗装治具が入ったかごを洗浄用タンクから引き上げようとして、塗装治具が入ったかごに足を掛けた状態でかごにフックを引っ掛	49～	10～

けようとした際、バランスを崩し洗浄用タンクに浸かっているかごの中に倒れ込み洗浄液に触れ負傷した。

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)